

事務連絡
令和7年2月6日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省職業安定局雇用保険課

出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の創設に係る周知について

平素より、雇用保険関係業務の運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、第213回通常国会において成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）及び「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第144号）が令和7年4月1日から施行されることに伴い、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の支給申請が開始されることとなります。

つきましては、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に関して、別添のとおり、周知資料を作成いたしましたので、貴会におかれましても、本周知資料を御活用いただきますとともに、傘下団体・企業等への周知方、御協力を賜りますようお願い申し上げます。